

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社神山組	代表者氏名	代表取締役 神山 將士
主たる営業所の所在地	三島市中 164-6		
許可番号	静岡県知事許可 （般-03）第 13858 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土木工事業、 とび・土工工事業、 石工事業、舗装工事業、 解体工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 3 月 11 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項本文（同条第 1 項第 3 号該当）		
処分の内容			
建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち、民間工事に係るもの			
※「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表 1 に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。			
2 停止を命じる期間			
令和 4 年 3 月 26 日から令和 4 年 3 月 28 日までの 3 日間			
処分の原因となった事実		廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	
有限会社神山組の代表取締役は、産業廃棄物である木くず等約 97.73 kg を、三島市北沢の自社資材置き場で焼却したことにより起訴され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき罰金 40 万円の有罪判決を受け、その刑が確定した。			
このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項	代表取締役に対して、令和 4 年 3 月 26 日から令和 4 年 3 月 28 日までの 3 日間、建設業法第 29 条の 4 に基づく営業禁止命令を行った。		